

真狩村

公共施設等総合管理計画

令和4年3月

(令和4年12月一部改訂)

真狩村





真狩村 公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 ----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ----- 4

II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 将来の人口 現状と予測～真狩村人口ビジョンより ----- 6
- 2. 本村の財政状況 ----- 7
- 3. 公共施設（建築物）の状況 ----- 9
- 4. 建築物系施設の建築年度別の状況 ----- 19
- 5. インフラ施設の状況 ----- 20

III 本村施設更新の基本方針

- 1. 課題認識と公共施設等総合管理計画の方向性 ----- 22
- 2. 基本理念と3大方針 ----- 23
- 3. フォローアップの実施方針 ----- 28

IV 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 1. 統合や廃止の推進方針 ----- 29
- 2. 点検・診断等の方針 ----- 31
- 3. 維持管理・修繕・更新等の実施方針 ----- 32
- 4. 安全確保の実施方針 ----- 33
- 5. 耐震化の実施方針 ----- 33
- 6. 長寿命化の実施方針 ----- 34
- 7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 ----- 35
- 8. ユニバーサルデザイン化 ----- 35
- 9. 脱炭素化の推進 ----- 35

V 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 1. 建築系施設の方針----- 36
- 2. インフラ系施設の管理に関する基本方針 ----- 39
- 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 ----- 41

VI 公共施設マネジメントの実行体制

- 1. 民間ノウハウ等の積極的な活用 ----- 43
- 2. 村民との対話によるむらづくり ----- 44
- 3. PDCA サイクルの確立 ----- 45

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。



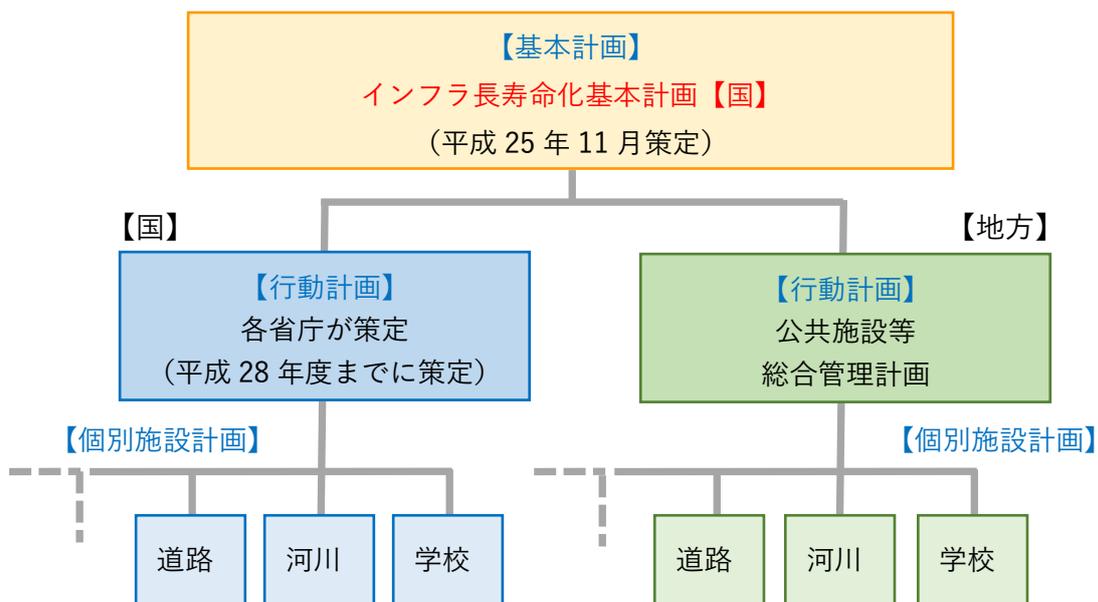
I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定) を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本村においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくこととなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

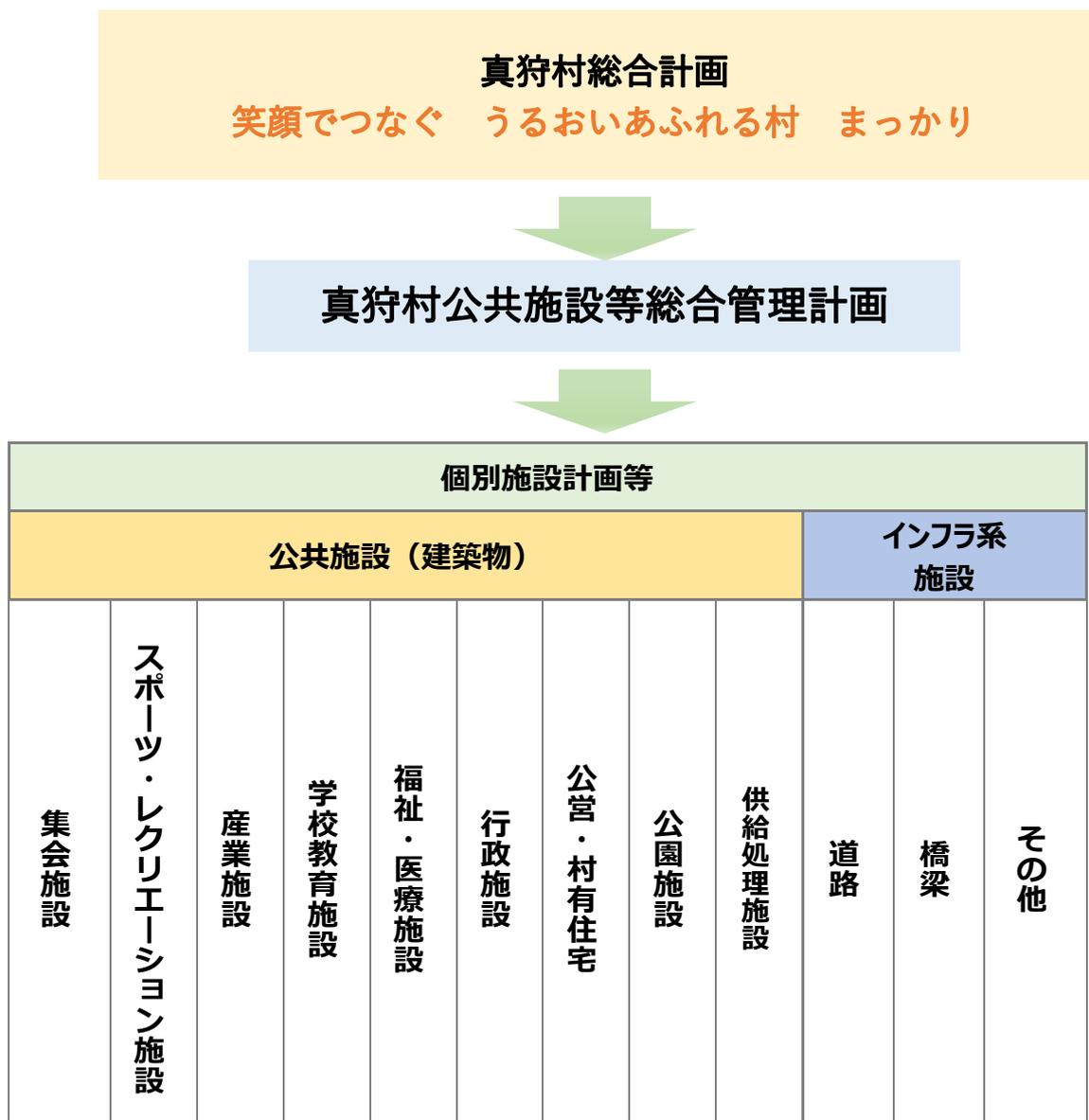
(2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和 3 年 1 月 26 日付けの総務省通知を踏まえて改訂したものとなります。

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本村のまちづくりの最上位に位置付けられる「第6次真狩村総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設ごとの取組に対して、基本的な方針を提示するものです。



2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

本村が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設、産業施設、学校教育施設、福祉・医療施設、行政施設、公営・村有住宅、公園施設、供給処理施設の9類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、上水道、下水道、その他の5種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

区分	No	大分類	中分類	主な施設
公共施設 (建築物)	1	集会施設	集会施設	真狩村公民館、しらかば会館
	2	スポーツ・ レクリエーション施設	スポーツ施設	総合グラウンド用具庫
			レクリエーション・観光施設	交流プラザ、道の駅真狩フラワーセンター
			保養施設	まっかり温泉
	3	産業施設	産業施設	土壌改良資材製造施設
	4	学校教育施設	学校	真狩小学校、真狩中学校、真狩高等学校
			教員住宅	教員住宅
			その他教育施設	給食センター
	5	福祉・医療施設	子育て支援施設	まっかり保育所、子育て支援センター
			保健福祉施設	保健福祉センター、高齢者生活支援ハウス
			医療施設	野の花診療所
6	行政施設	庁舎	真狩村役場	
		その他行政施設	防災倉庫（消防前）	
7	公営・村有住宅	公営住宅	真狩団地、緑岡団地、錦団地	
		村有住宅	見晴ハウス、光ハイツ	
8	公園施設	公園施設	ふれあい公園、羊蹄山自然公園	
9	供給処理施設	供給処理施設	除雪センター、一般廃棄物最終処分場	
インフラ系施設				道路、橋梁、簡易水道、下水道

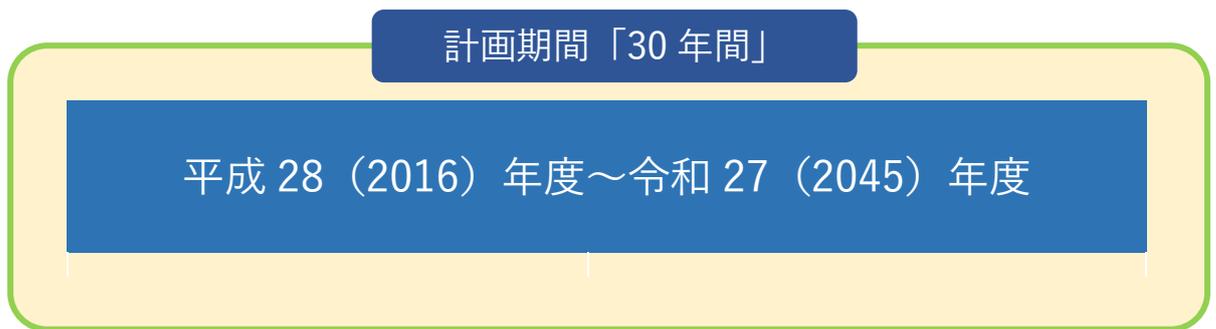
(2) 対象外施設

単独で存在する延床面積 50 m²未満の小規模施設や、公衆便所等の簡易な施設については必ずしも計画的な更新の必要がないこと、これら施設の延床面積は個別施設計画対象の総床面積の 0.5%程度であり、整備計画費用の試算に殆ど影響を及ぼさないことから、アクションプラン作成の対象外としています。

その他、今後解体予定の施設や、個別に除外と位置付けた施設については対象外とします。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 28 (2016) 年度から令和 27 (2045) 年度までの 30 年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。



年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030						H27 2045														
上位計画	第 6 次 真狩村総合計画 (令和3年3月策定 令和3年度～ 令和12年度)																																
	真狩村人口ビジョン・総合計画 (令和2年3月策定 令和2 (2020) 年度～ 令和12 (2030) 年度)																																
主な分野別計画	真狩村橋梁長寿命化計画 (令和2年3月策定 令和2 (2020) 年度～ 令和11 (2029) 年度)																																
	真狩村人口ビジョン・総合計画 (令和2年3月策定 令和2 (2020) 年度～ 令和11 (2029) 年度)																																
本計画	真狩村人口ビジョン・総合計画 (令和2年3月策定 令和2 (2020) 年度～ 令和11 (2029) 年度)																																

Ⅱ

公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測～真狩村人口ビジョンより

「自然減」は拡大する傾向にあるが、社会増減は変動が大きい。若い世代の転入超過も。

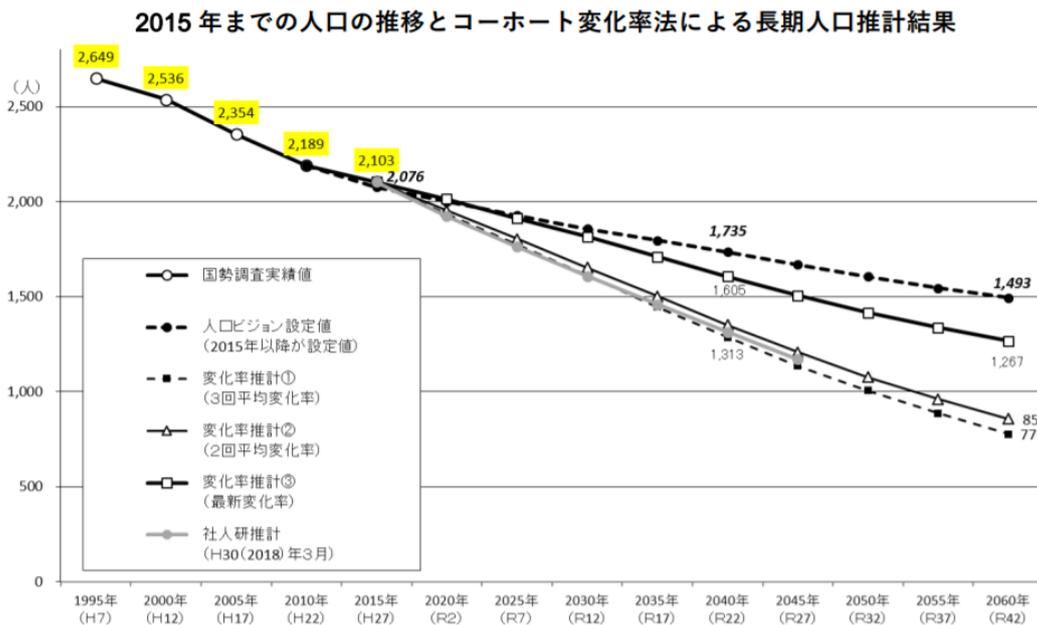
本村の自然増減については、出生数の減少、死亡数の増加によって、「自然減」の傾向が長く続いています。一方、社会増減については、転出超過による「社会減」の年が多くを占めますが、平成 28（2016）年から 3 年間は転入超過が続くなど「社会減」が縮小傾向にあり、その結果、平成 27（2015）年の実績（2,103）は、人口ビジョン設定値（2,076 人）を上回りました。

比較的若い世代の転入が増えるなど、人口減少の抑制につながる傾向も見られますが、平成 27（2015）年の国勢調査を基に変化率法※で行った推計によると、今後も人口が減少する傾向は変わらず、人口ビジョンでめざす数値との隔たりは徐々に広がっていくと推計されています。

また、人口減少に伴い税収等も減少し施設更新の財源が乏しくなるだけでなく、通常の維持管理費用も厳しくなるため、現状の施設数や面積は削減しなければなりません。

※5 年間の変化率を用いて推計する方法です。何回分の変化率を用いるかで、推計結果が変わります。

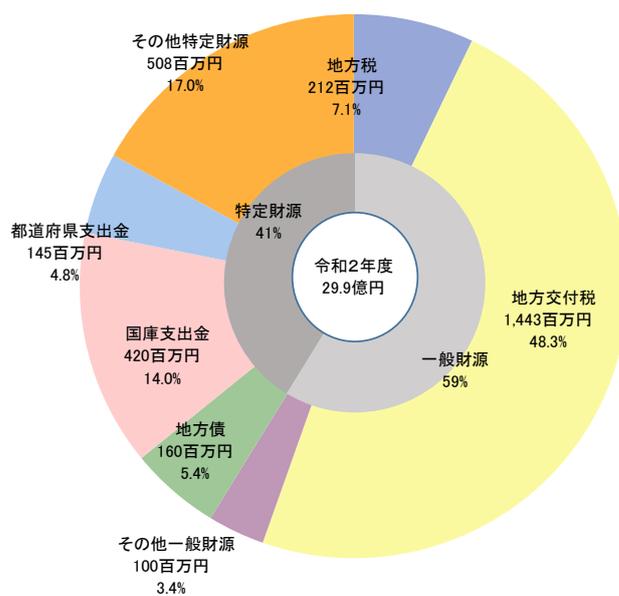
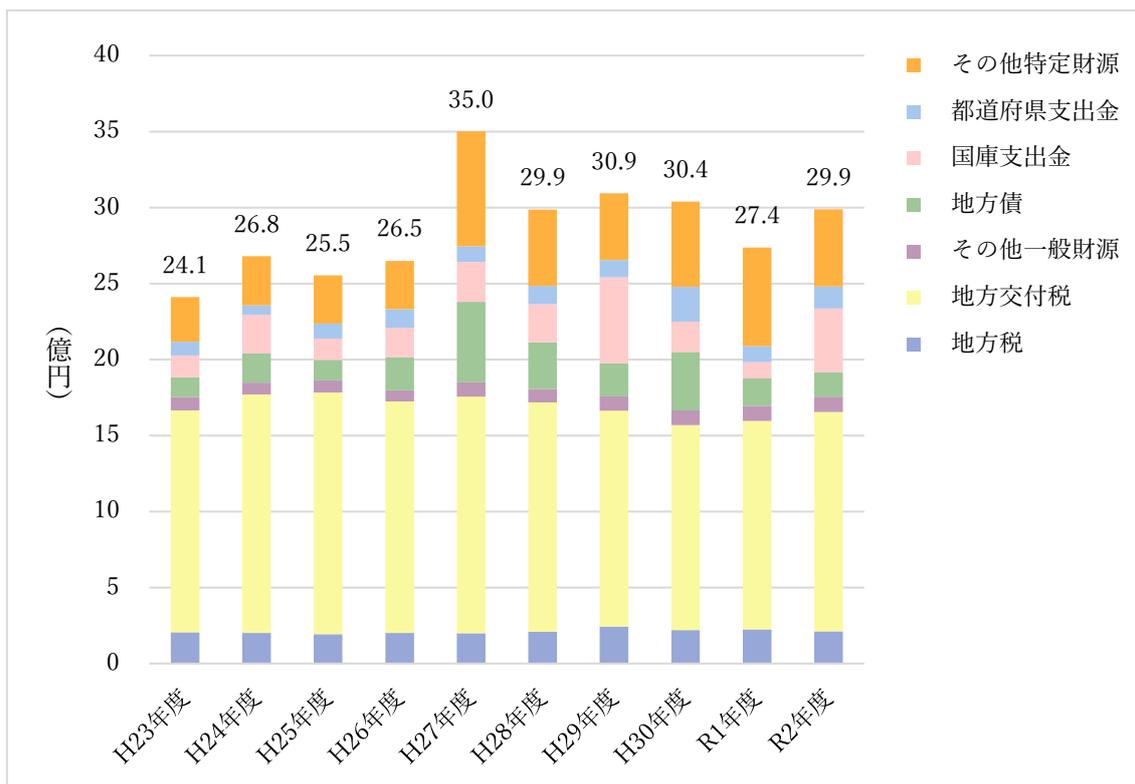
（単位：人）



2. 本村の財政状況

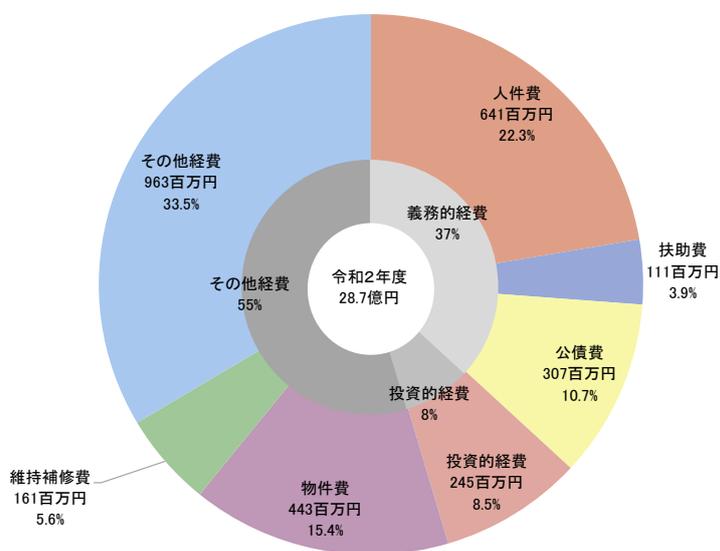
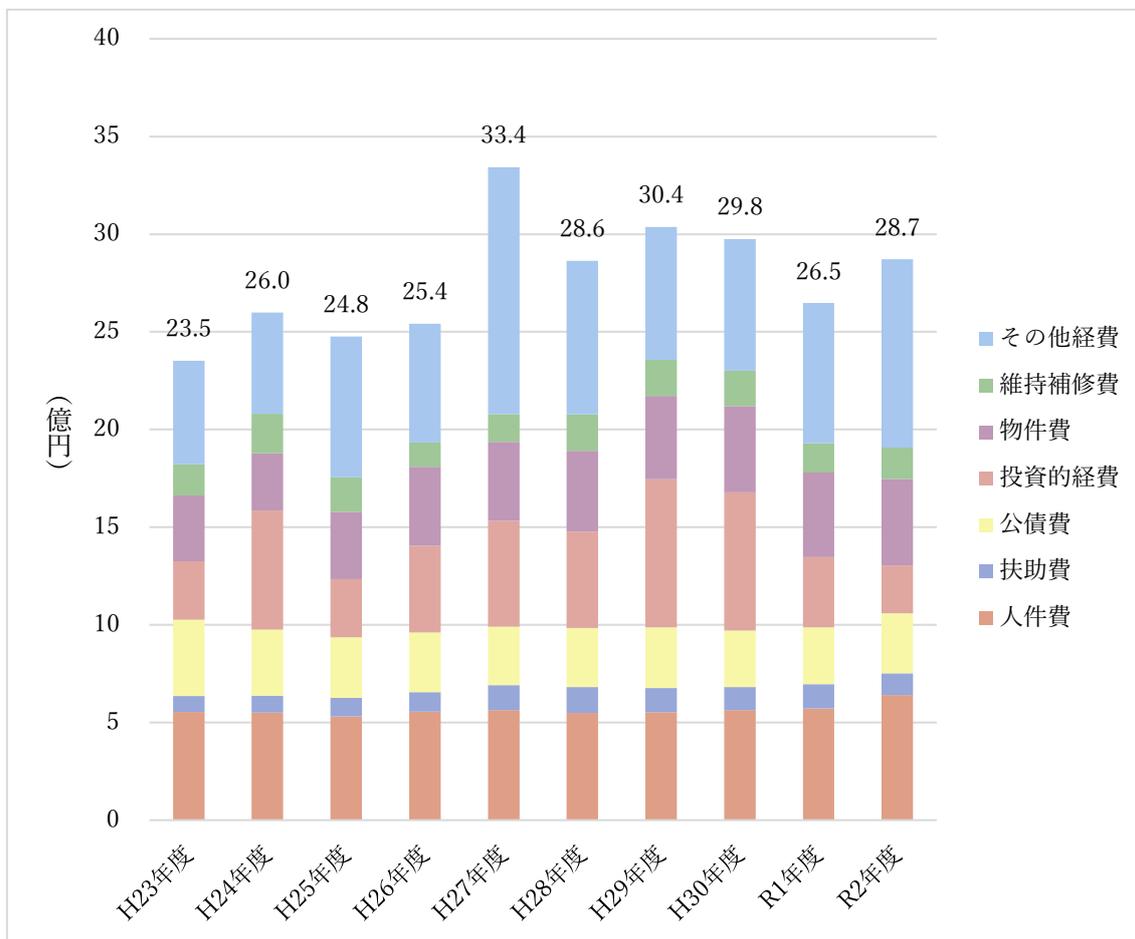
(1) 歳入の状況

令和2年度の一般会計を基に本村の歳入の状況を見ると、村税（地方税）が約2.1億円で、地方交付税が約14.4億円となっています。



(2) 歳出の状況

令和2年度の一般会計を基に本村の歳出の状況をみると、投資的経費が約2.5億円で、物件費が約4.4億円となっています。



3. 公共施設（建築物）の状況

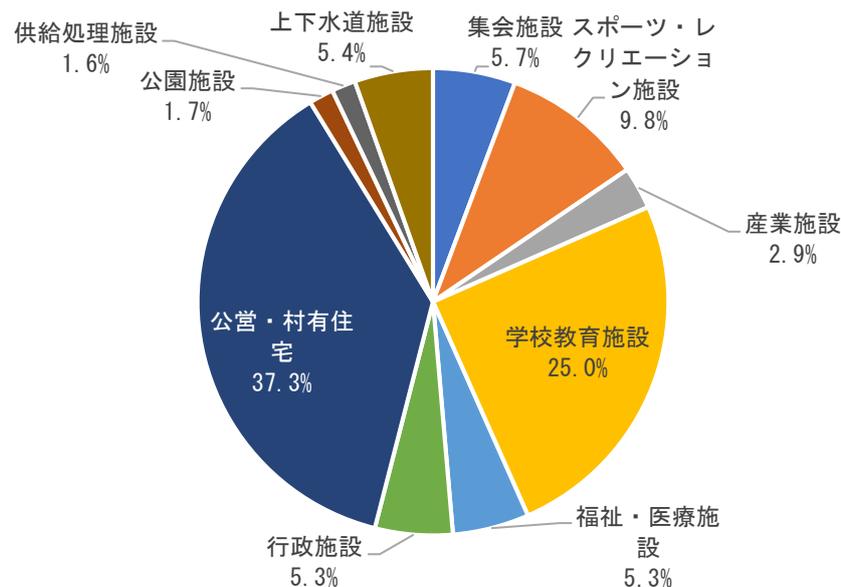
(1) 真狩村の公共施設（建築物）の所有状況

令和2年度末（令和3年3月31日）現在の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約5.7万㎡となっており、その内訳は、大きい順で公営・村有住宅が37.3%、学校教育施設が25.0%、スポーツ・レクリエーション施設が9.8%と続きます。

番号	資産分類	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)	割合 (%)	人口一人当たりの 面積 (㎡)
1	集会施設	10	3,254.33	5.7%	1.59
2	スポーツ・レクリエーション施設	13	5,613.16	9.8%	2.74
3	産業施設	5	1,680.18	2.9%	0.82
4	学校教育施設	47	14,382.77	25.0%	7.03
5	福祉・医療施設	5	3,019.04	5.3%	1.48
6	行政施設	11	3,063.75	5.3%	1.50
7	公営・村有住宅	55	21,433.99	37.3%	10.48
8	公園施設	11	972.11	1.7%	0.48
9	供給処理施設	2	944.12	1.6%	0.46
10	上下水道施設	4	3,094.91	5.4%	1.51
合計		163	57,458.37	100.0%	28.10

※固定資産台帳より作成

※人口は令和2年国勢調査人口（2,045人）



(2) 公共施設老朽化の状況

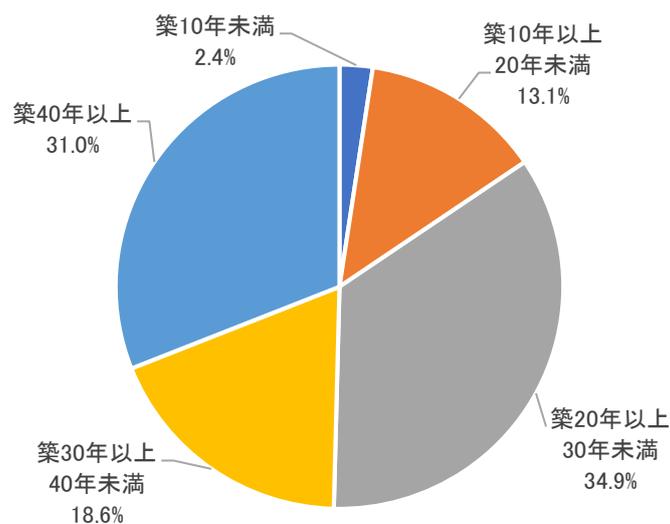
① 建築経過年数の状況

個別施設計画で記載した公共施設の建築からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の50.4%となっており、築年数30年以上の公共施設は49.6%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体の31.0%を占めています。

(単位：㎡)

番号	分類名称	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
1	集会施設	0.00	173.40	58.00	639.39	2,383.54	3,254.33
2	スポーツ・レクリエーション施設	0.00	108.00	4,938.26	566.90	0.00	5,613.16
3	産業施設	0.00	1,551.44	17.77	0.00	110.97	1,680.18
4	学校教育施設	0.00	515.00	2,165.86	3,847.36	7,854.55	14,382.77
5	福祉・医療施設	0.00	730.64	1,425.40	761.00	102.00	3,019.04
6	行政施設	148.18	541.50	93.96	17.00	2,263.11	3,063.75
7	公営・村有住宅	1,225.10	3,564.92	8,064.59	4,053.46	4,525.92	21,433.99
8	公園施設	0.00	0.00	191.67	208.80	571.64	972.11
9	供給処理施設	0.00	354.71	0.00	589.41	0.00	944.12
10	上下水道施設	0.00	0.00	3,094.91	0.00	0.00	3,094.91
合計		1,373.28	7,539.61	20,050.43	10,683.32	17,811.73	57,458.37
割合		2.4%	13.1%	34.9%	18.6%	31.0%	100.0%



②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。

これまでの本村の公共施設（建築物）における総建築額は、約 93.8 億円です。内訳としては、上位順で公営・村営住宅が約 29.0 億円、有形固定資産減価償却率は 55.5%、学校教育施設が 19.4 億円、有形固定資産減価償却率は 87.0%と資産が老朽化している状況となっています。

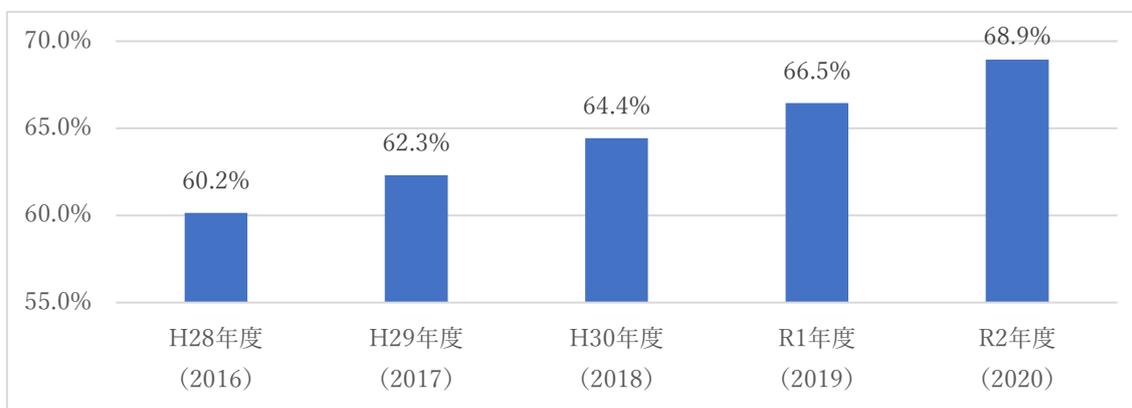
こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■資産別の有形固定資産減価償却率

番号	分類名称	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	有形固定資産減価償却率（%）
1	集会施設	530,717	411,817	77.6%
2	スポーツ・レクリエーション施設	1,342,665	1,106,684	82.4%
3	産業施設	282,314	115,944	41.1%
4	学校教育施設	1,946,572	1,692,729	87.0%
5	福祉・医療施設	494,881	288,958	58.4%
6	行政施設	166,736	147,490	88.5%
7	公営・村有住宅	2,904,160	1,610,422	55.5%
8	公園施設	202,347	187,654	92.7%
9	供給処理施設	165,566	108,898	65.8%
10	上下水道施設	1,344,790	635,200	47.2%
合 計		9,380,746	6,305,796	67.2%

③有形固定資産減価償却率の推移

建築物の減価償却率は、平成 28 年度に 60.2%であったものが令和 2 年度には 68.9%と増加しており、今後も増加を続けることとなります。



(3) 資産分類別の施設の状況

資産分類ごとの施設の状況を記載しています。なお、有形固定資産減価償却率は令和2年度末時点で、取得価額や耐用年数等により計算可能な施設について掲載しています。

① 集会施設

■ 主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
しらかば会館	2004	16	173.40	69.0%
真狩町内会館	1978	42	99.20	100.0%
富里地区研修センター	1982	38	258.94	74.0%
御保内地区研修センター	1984	36	281.45	70.0%
克雪管理センター	1977	30	360.00	100.0%
川崎集会所	1985	35	99.00	100.0%
公民館	1980	40	1,889.69	78.0%
公民館物置	1980	40	34.65	100.0%
公民館陶芸室	2000	20	13.00	87.4%
公民館車庫	2000	20	45.00	38.0%

② スポーツ・レクリエーション施設

■ 主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
総合グラウンド用具庫	1987	33	27.00	100.0%
交流プラザ	1993	27	1,207.32	78.0%
道の駅真狩フラワーセンターセンターハウス	1996	24	539.90	50.6%
道の駅真狩フラワーセンター研修集会室	1996	24	297.00	69.0%
道の駅真狩フラワーセンター多目的施設	1996	24	906.00	100.0%
道の駅真狩フラワーセンターガラスハウス	1998	22	1,019.00	63.0%
道の駅真狩フラワーセンター公衆トイレ	2006	14	55.00	28.6%
まっかり温泉	1993	27	798.79	100.0%
世界のユリ園管理棟	1997	23	29.16	100.0%
世界のユリ園コテージ1 (2棟)	1997	23	70.80	100.0%
世界のユリ園コテージ2 (3棟)	1996	24	106.20	100.0%
羊蹄ふるさと館	1988	32	539.90	100.0%

③ 産業施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
美原牧場管理事務所	1970	50	62.37	100.0%
美原牧場管理事務所看視舎	1970	50	48.60	100.0%
土壌改良資材製造施設製造棟	2006	14	1,075.00	39.0%
土壌改良資材製造施設倉庫	2006	14	476.44	39.0%

④学校教育施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
真狩小学校校舎	1977	43	1,863.00	92.4%
真狩小学校体育館	1977	43	613.00	92.4%
真狩小学校物置・渡り廊下	2003	17	158.00	48.0%
御保内小学校校舎	1978	42	829.00	90.2%
御保内小学校体育館	2010	10	357.00	19.8%
真狩中学校校舎	1974	46	2,230.00	99.0%
真狩中学校体育館	1974	46	781.00	99.0%
真狩中学校用具庫 1	1976	44	13.20	-
真狩中学校用具庫 2	1982	38	6.60	100.0%
真狩中学校用具庫 3	1983	37	16.38	100.0%
真狩中学校グラウンド用具庫	1975	45	6.60	-
真狩高等学校校舎	1982	38	2,068.00	81.4%
真狩高等学校食品加工実習室	1993	27	127.98	57.2%
真狩高等学校体育館	1966	54	617.76	100.0%
真狩高等学校車庫	1971	49	40.00	100.0%
真狩高等学校渡り廊下	1983	37	83.27	100.0%
真狩高等学校頂点培養施設	1986	34	71.40	72.6%
真狩高等学校宿泊実習室	1969	51	167.00	100.0%
真狩高等学校生徒作業実習室	1972	48	106.00	100.0%
真狩高等学校機械倉庫	1972	48	106.00	100.0%
真狩高等学校温室	1970	50	78.00	100.0%
真狩高等学校園芸実習室	1991	29	194.00	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
真狩小学校教員住宅 05	1982	38	61.56	100.0%
真狩小学校教員住宅 02	1995	25	100.44	100.0%
真狩中学校教員住宅 14	1996	24	97.00	100.0%
真狩小学校教員住宅 03	1999	21	103.00	92.0%
真狩小学校教員住宅 01	1991	29	91.00	100.0%
真狩小学校教員住宅 04	1991	29	91.00	100.0%
御保内小学校教員住宅 11	1972	48	50.51	100.0%
御保内小学校教員住宅 09	1986	34	62.10	100.0%
御保内小学校教員住宅 10	1981	39	61.56	100.0%
御保内小学校教員住宅 07	1994	26	100.44	100.0%
御保内小学校教員住宅 08	1995	25	81.00	100.0%
真狩中学校教員住宅 23・24	1972	48	103.00	100.0%
真狩中学校教員住宅 16・17	1973	47	130.48	100.0%
真狩中学校教員住宅 21・22	1975	45	120.00	100.0%
真狩中学校教員住宅 15	1986	34	65.00	100.0%
真狩中学校教員住宅 13	1990	30	79.00	100.0%
真狩高等学校教員住宅 28	1987	33	64.97	100.0%
真狩高等学校教員住宅 27	1985	35	66.00	100.0%
真狩高等学校教員住宅 25	1989	31	74.52	100.0%
真狩高等学校教員住宅 30	1998	22	86.00	96.6%
真狩高等学校教員住宅 31	1998	22	86.00	96.6%
真狩高等学校教員住宅 29	1985	35	103.00	100.0%
真狩高等学校寄宿舎 A 棟	1986	34	964.00	72.6%
真狩高等学校寄宿舎 B 棟	1991	29	691.00	100.0%
学校給食センター	1994	26	317.00	75.0%

⑤福祉・医療施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
まっかり保育所	1983	37	761.00	100.0%
子育て支援センター	1976	44	102.00	100.0%
保健福祉センター	1999	21	1,025.00	44.0%
高齢者生活支援ハウス	2003	17	730.64	35.2%
野の花診療所	1998	22	400.40	46.2%

⑥行政施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
真狩村役場庁舎	1971	49	1,176.70	100.0%
真狩村役場車庫 1	1971	49	450.00	100.0%
真狩村役場車庫 2	1982	38	17.00	81.4%
真狩村役場旧社会福祉会館倉庫	1978	42	176.00	100.0%
真狩村役場光車庫	1976	44	78.00	100.0%
防災倉庫 (庁舎横)	2021	-	148.18	-
旧川崎小学校校舎	1933	87	253.71	100.0%
旧川崎小学校へき地集会室	1955	65	99.00	100.0%
旧川崎小学校物置	1933	87	29.70	-
防災倉庫 (消防前)	1998	22	93.96	79.8%
美原倉庫	2002	18	541.50	64.6%

⑦公園施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
羊蹄山自然公園 (森林学習展示館)	1979	41	427.32	100.0%
羊蹄山自然公園 (森林学習展示館前トイレ)	1996	24	39.78	100.0%
羊蹄山自然公園 (森林学習展示館横トイレ)	1979	41	16.56	100.0%
羊蹄山自然公園 (森林学習展示館横作業所)	1979	41	19.44	100.0%
羊蹄山自然公園更衣棟	1979	41	19.87	100.0%
羊蹄山自然公園車庫	1980	40	88.45	100.0%
羊蹄山自然公園 (旧道新羊蹄山自然の家倉庫)	1985	35	189.00	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
パークゴルフ場管理棟	1994	26	53.40	100.0%
パークゴルフ場物置	1987	33	19.80	100.0%
ふれあい公園	1994	26	58.94	-
河川公園	1994	26	39.55	55.0%

⑧供給処理施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
一般廃棄物最終処分場	2002	18	354.71	64.6%
除雪センター	1990	30	589.41	100.0%

⑨公営・村有住宅

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
緑岡団地 a (H15 1棟6戸) ポプラ I	2003	17	749.57	35.2%
緑岡団地 a (H16 1棟6戸) ポプラ II	2004	16	749.57	33.0%
緑岡団地 b (S53 1棟2戸)	1978	42	113.52	100.0%
緑岡団地 b (S55 3棟6戸)	1980	40	377.94	100.0%
緑岡団地 c (S59 2棟8戸)	1984	36	576.24	77.0%
緑岡団地 c (S63 1棟4戸)	1988	32	272.64	100.0%
錦団地 a (H18 1棟12戸 A)	2006	14	1,032.89	28.6%
錦団地 a (H18 1棟12戸 B)	2007	13	1,032.89	26.4%
錦団地 b (S46 2棟8戸)	1971	49	314.02	100.0%
錦団地 c (S61 1棟4戸)	1986	34	272.64	100.0%
錦団地 c (S62 1棟4戸)	1987	33	272.64	100.0%
錦団地 d (H05 1棟8戸)	1993	27	729.81	57.2%
錦団地 d (H08 1棟10戸)	1997	23	777.65	48.4%
真狩団地 a (S45 3棟12戸)	1970	50	495.93	100.0%
真狩団地 a (S45 1棟4戸)	1970	50	152.20	100.0%
真狩団地 a (H26 1棟6戸)	2014	6	568.00	11.0%
真狩団地 b (H03 1棟4戸 A)	1991	29	371.25	95.2%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
真狩団地 b (H05 1棟4戸)	1993	27	450.15	88.4%
真狩団地 b (H03 1棟4戸 B)	1991	29	371.25	95.2%
真狩団地 b (H10 1棟4戸)	1998	22	450.15	71.4%
真狩団地 c (H02 1棟4戸)	1990	30	381.71	98.6%
真狩団地 c (H12 1棟4戸)	2000	20	450.15	64.6%
真狩団地 c (H11 1棟4戸)	1999	21	805.89	68.0%
見晴団地 a (S48 2棟8戸)	1973	47	358.16	100.0%
見晴団地 b (S51 2棟8戸)	1976	44	441.20	100.0%
見晴団地 b (S53 2棟4戸)	1978	42	227.04	100.0%
光団地 (S51 2棟8戸)	1976	44	410.40	100.0%
光団地 (S52 3棟6戸)	1977	43	317.28	100.0%
光団地 (R3 1棟8戸)	2021	-	657.10	-
白樺団地 (S56 3棟6戸)	1981	39	392.64	100.0%
白樺団地 (S57 5棟10戸)	1982	38	654.41	100.0%
白樺団地 (S58 2棟4戸)	1983	37	261.76	100.0%
川沿団地 (S62 1棟4戸)	1987	33	272.64	100.0%
川沿団地 (S63 1棟4戸)	1988	32	272.64	100.0%
ハイツ桂	1998	22	982.95	46.2%
ハイツ・カサブランカ	1995	25	479.22	52.8%
ハイツ・ルレーブ	1997	23	479.22	48.4%
ハイツ・モナ	1998	22	333.51	46.2%
リベア真狩	1999	21	1,091.27	76.0%
旧真狩小教員住宅	1971	49	98.06	100.0%
旧小樽土現住宅 1	1970	50	105.12	100.0%
旧小樽土現住宅 2	1971	49	122.50	100.0%
旧小樽土現住宅 3	1973	47	122.50	100.0%
光ハイツ 1	1974	46	122.50	-
光ハイツ 2	1975	45	122.50	-
光ハイツ 3	1977	43	122.50	-
旧川崎小教員住宅 1	1978	42	59.94	100.0%
旧知来別小教員住宅 1	1978	42	59.94	100.0%
旧ふ化場住宅 1	1982	38	62.00	100.0%
やすらぎハウス	1975	45	231.20	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
旧ふ化場住宅 2・3	1982	38	123.00	100.0%
旧国松登ギャラリー	1993	27	292.12	65.0%
旧院長住宅	1981	39	116.00	100.0%
旧普及所住宅	1982	38	122.50	-
見晴ハウス 1～3	1973	47	151.47	-

⑩上下水道施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
浄化センター	1999	21	2,811.00	44.0%
簡易水道施設取水ポンプ場	1994	26	29.64	85.0%
簡易水道施設配水池	1995	25	201.06	52.8%
簡易水道施設御保内取水ポンプ場	1996	24	53.21	50.6%

4. 建築物系施設の建築年度別の状況

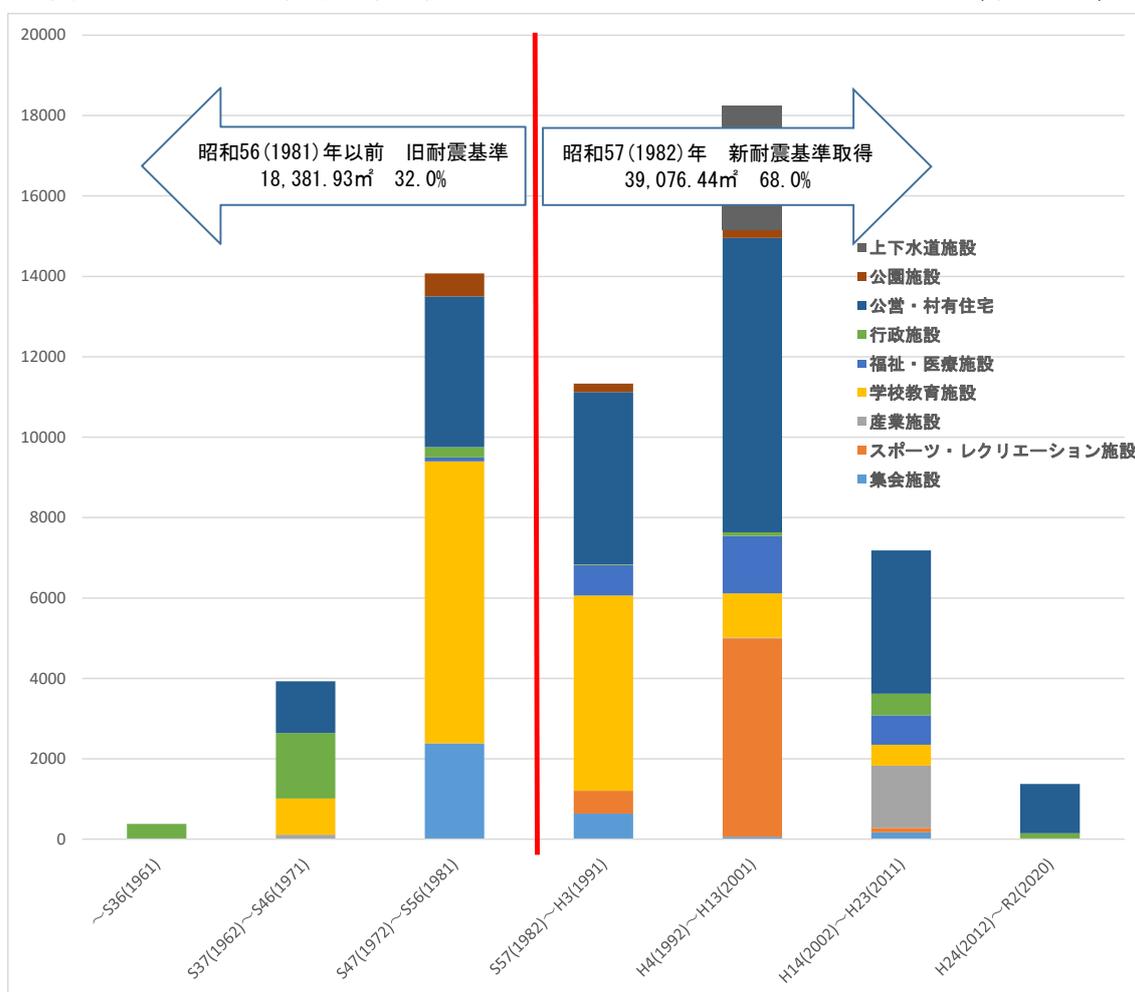
現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和56年（1981年）に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、本村における建築年度別の延べ床面積（㎡）を見ると下表のとおりになります。

本村においては、旧耐震基準（昭和56年以前）に建築されたものが、32.0%となります。

■ 年度別・分類別建築延べ床面積

（単位：㎡）



5. インフラ施設の状況

(1) 道路

道路予算のうち舗装修繕予算は、平成 27(2015)年度をピークに減少傾向だが、補修を要する箇所は年々増加傾向であるにもかかわらず、村の財政状況から縮小せざるを得ないのが現状です。

■村道の状況（令和3年4月1日現在）

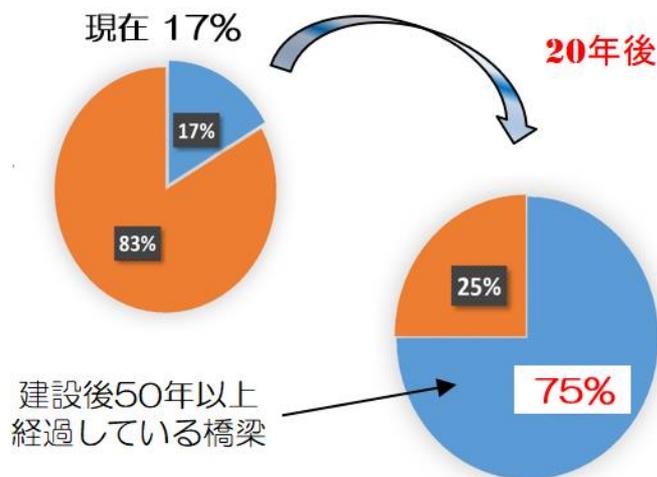
道路区分	管理延長	舗装延長		舗装率
		As 舗装	Co 舗装	
1 級市町村道	40 km	37 km	0 km	93%
2 級市町村道	28 km	17 km	0 km	61%
その他市町村道	93 km	41 km	0 km	44%
計	161 km	95 km	0 km	59%

※As 舗装には簡易舗装を含む

(2) 橋梁

本村が管理する橋梁は 2020 年 3 月現在で 36 橋あります。

このうち、建設後 50 年以上を経過する高齢橋梁は、2020 年 3 月時点で 6 橋と全体の 17% ですが、大部分が 1980 年代以前に建設されているため、20 年後には管理橋梁の 75% にあたる 27 橋が高齢化橋梁となります。このような状況から、今後増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに必要な経費について、可能な限りコスト縮減を図る取組が不可欠です。



(3) 上下水道

簡易水道事業はライフラインの最たるものであり、清浄な水源から安全な水を安定的に家庭に供給することが住民の公衆衛生を確保する基本的な行政サービスといえます。本村の水道は、令和2年度末で約98%と高い普及率となっていますが、整備した水道布設管は、安定した水道事業を提供し続けるために、老朽化に伴う更新を逐次実施しなければなりません。また、農作業で使用する防除用タンクへの営農用水の給水についても、農業を主力産業とする本村においては重要な行政サービスであり、今後も安定した供給方法を検討していかなければなりません。下水道は、令和2年度末で約81%の水洗化率となっていますが、人口減少が進む過疎集落への下水道の拡張は、費用対効果が見合わないため、合併処理浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上に取り組んでいかなければなりません。今後も宅地造成等の事業により新築住宅が集中して建設される場合は、適宜下水道計画区域の拡張の検討を行い、水質環境保全の強化に努める必要があります。し尿処理は、羊蹄山麓環境衛生組合（6町村による一部事務組合）に加入し、村内全域を対象として収集していますが、施設や設備の老朽化に伴う更新を計画的に実施し、経済的かつ長期的に安定したし尿処理が行えるよう努めていくことが必要です。

Ⅲ

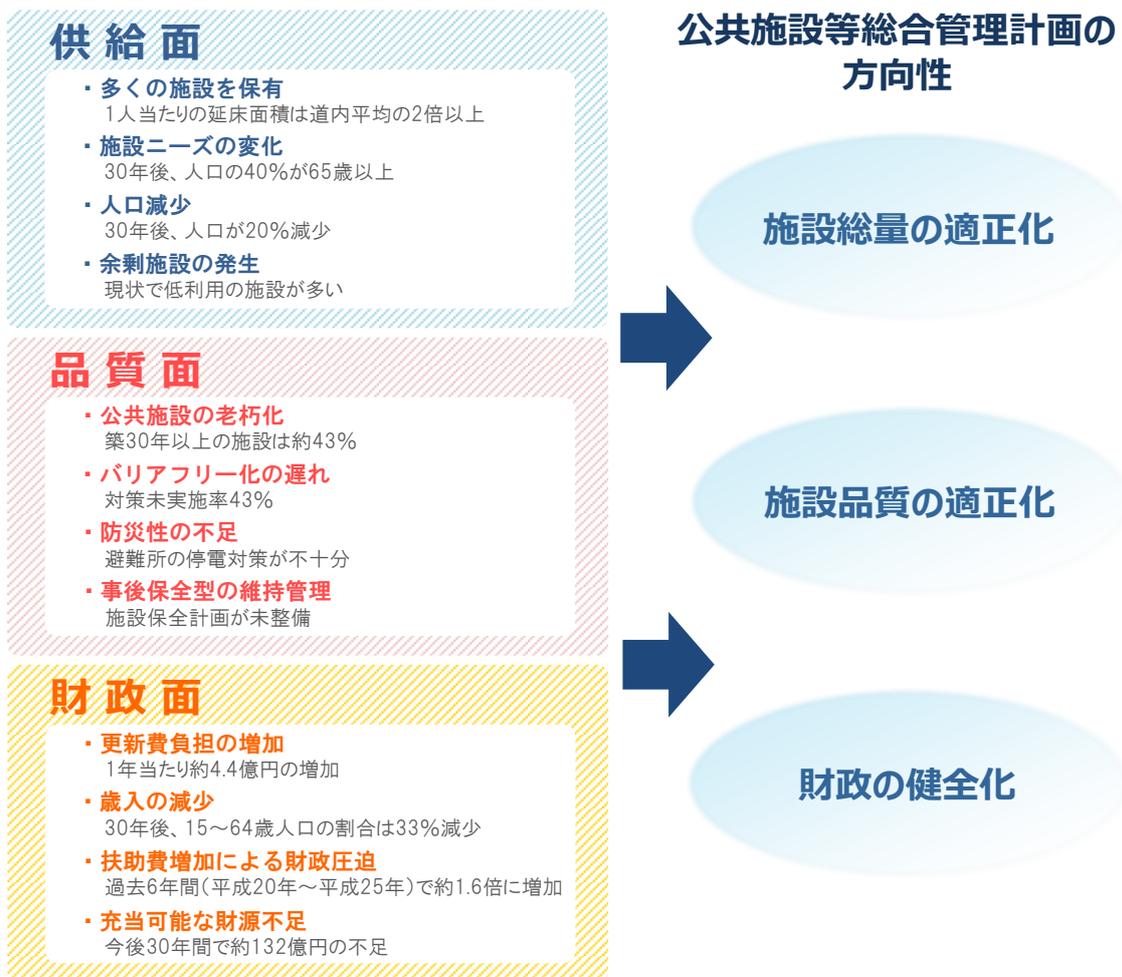
本村施設更新の基本方針

1. 課題認識と公共施設等総合管理計画の方向性

本村を取り巻く人口や財政の状況と公共施設等の現状を踏まえると、本村の公共施設等は供給面（保有状況や利用・運営状況など）、品質面（建物性能など）、財政面（コスト状況など）から多くの課題を抱える状況にあります。

これらの課題を解決するためには、ファシリティマネジメント¹の観点から公共施設の利用状況や将来需要、建物の性能や劣化状況等を総合的に把握したうえで、施設総量の適正化による支出の抑制や、保有継続する施設の品質の適正化と財政の健全化を長期的な視点で計画的に進めることが不可欠です。

■本村の課題と公共施設等総合管理計画の方向性



¹ ファシリティマネジメントとは、企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する取組みを表します。

2. 基本理念と3大方針

本村では、これまでの村を取り巻く状況や公共施設等が抱える課題を踏まえて、以下に示す基本理念を掲げて長期的な視点から公共施設マネジメントに取り組めます。

また具体的な方針として、以下に示す3つの方針を公共施設等総合管理計画の3大方針と位置づけ、真に住民に必要とされるサービスの維持とトータルコストの削減をめざします。

■ 基本理念

真狩村で暮らす村民のニーズ変化への対応や利便性の向上を追求し、供給面・品質面・財政面の3つの観点から課題解決に向けて計画的に取り組むことで、住みよい村をめざします

■ 公共施設等総合管理計画の3大方針

方針1(供給面)

真狩の将来像を見据えた公共施設等の供給を行い
コンパクトなむらづくりを進めます

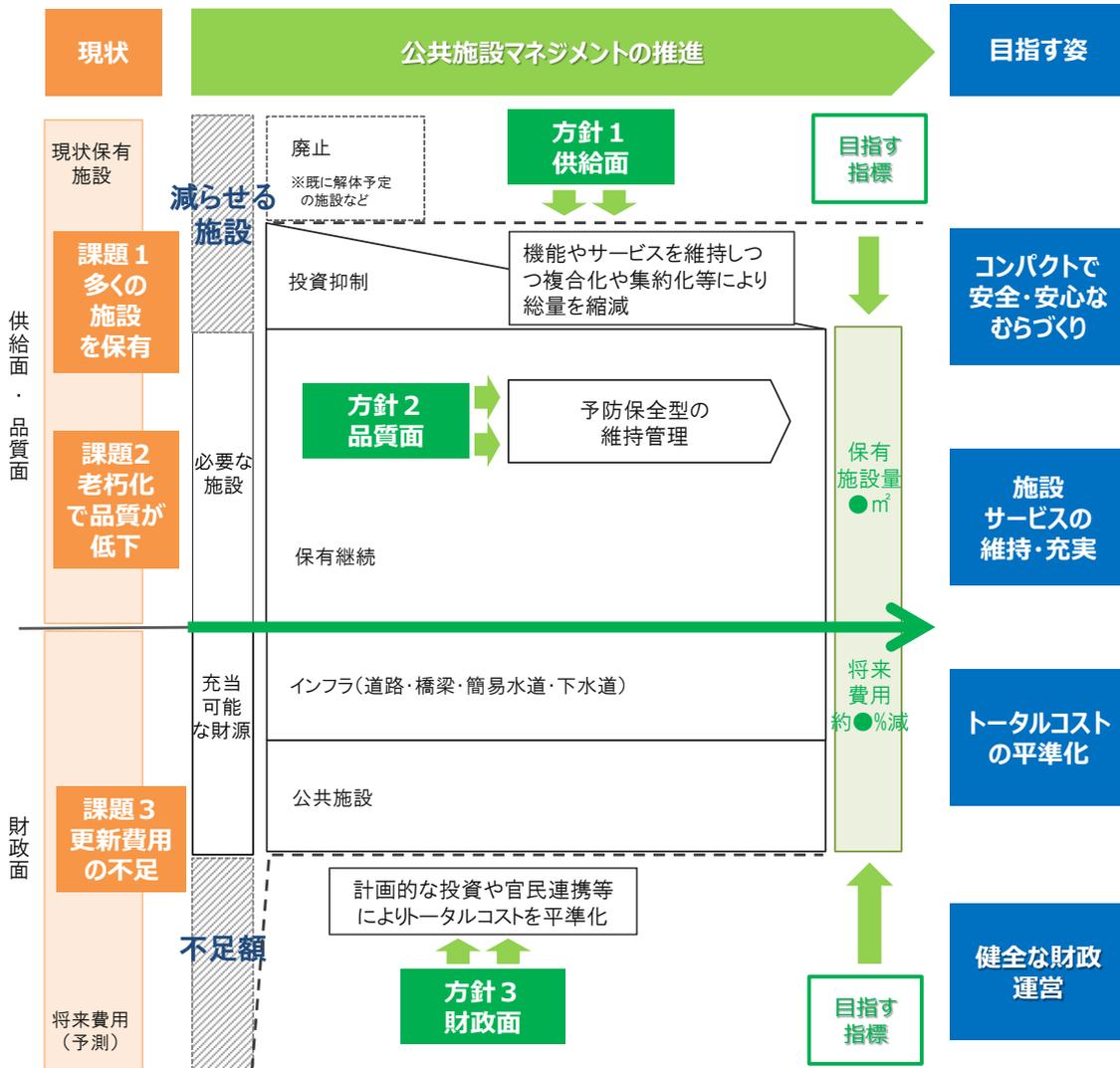
方針2(品質面)

村民が安心して暮らせる住みよい村をめざし、
安全・安心な公共施設等の整備を進めます

方針3(財政面)

財政の健全化に向けて公共施設等に関わる
コストの見直しや平準化を進めます

取組みの全体像



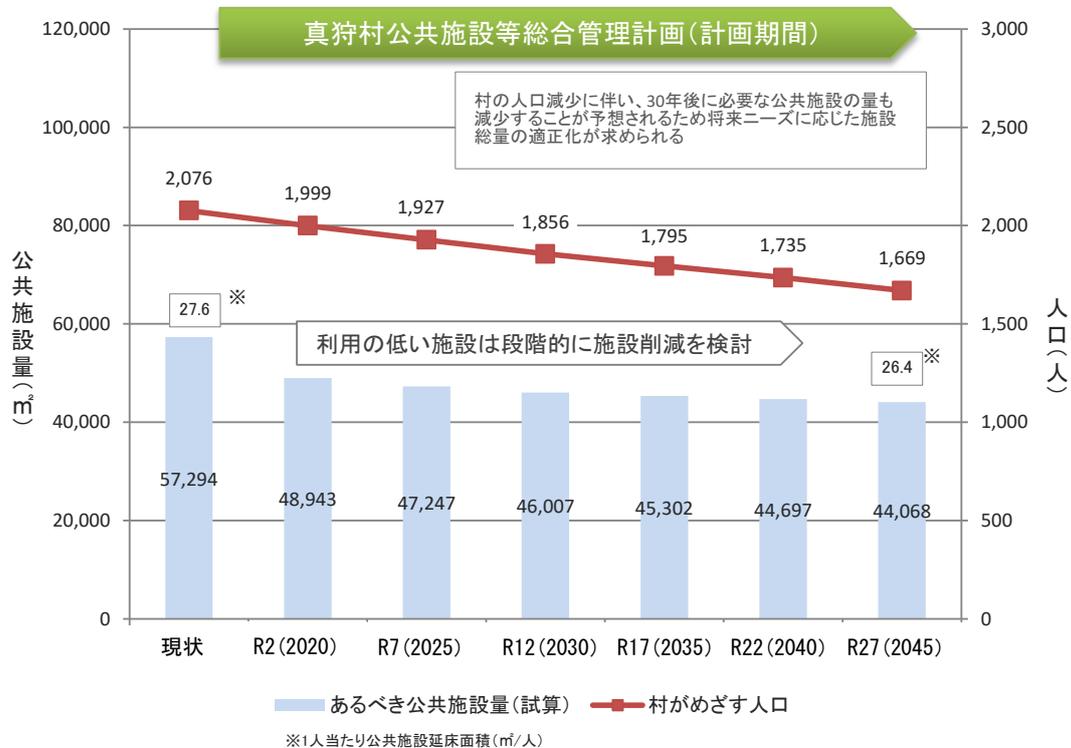
方針1(供給面)

真狩の将来像を見据えた公共施設等の供給を行い コンパクトなむらづくりを進めます

- ⇒ 人口減少や少子高齢化等によるニーズの変化を見据え、施設の適正配置を行います
- ⇒ 利用の低い施設は、施設の統廃合等により段階的な施設削減を検討し、施設総量の適正化を図ります
- ⇒ 廃止する施設や遊休公有地は、滞在型観光施設や移住・定住可能な施設、民間住宅等への有効活用を促進します

<解説>

- ・30年後に必要な公共施設の延床面積の総計は約4万4千㎡と試算され、これは平成27年(2015年)時点の保有施設量の約77%に当たります。
- ・「真狩村まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」による村がめざす30年後の人口は、1669人であり、30年後に約4万4千㎡の公共施設を保有した場合の1人当たり公共施設延床面積は26.4㎡/人と、現状(27.6㎡/人)と同等水準の施設量を維持できることとなります。



施設総量の適正化イメージ

方針2(品質面)

村民が安心して暮らせる住みよい村をめざし、 安全・安心な公共施設等の整備を進めます

- ⇒ 施設の目標耐用年数を定め、長期的な保全計画に基づいて整備を行うことで、施設の長寿命化を図ります
- ⇒ 施設の更新時期に合わせて、庁舎や避難所等の重要施設を優先的にバリアフリー化、非常用発電設備の設置等を検討するなど施設の防災・災害時機能の強化を図ります
- ⇒ 村民と十分に連携を取り合い、施設をより快適に活用できるよう努めます



図 2-3 バリアフリー化の実施例（御保内地区研修センター）



予防保全型維持管理²のメリット

² 予防保全型維持管理とは、定期的な点検により早期に損傷を発見し、事故や故障が発生する前に対処することにより長寿命化を図る維持管理の手法を意味し、事故や故障が発生してから対処する事後保全型維持管理の対義語として使用されます。

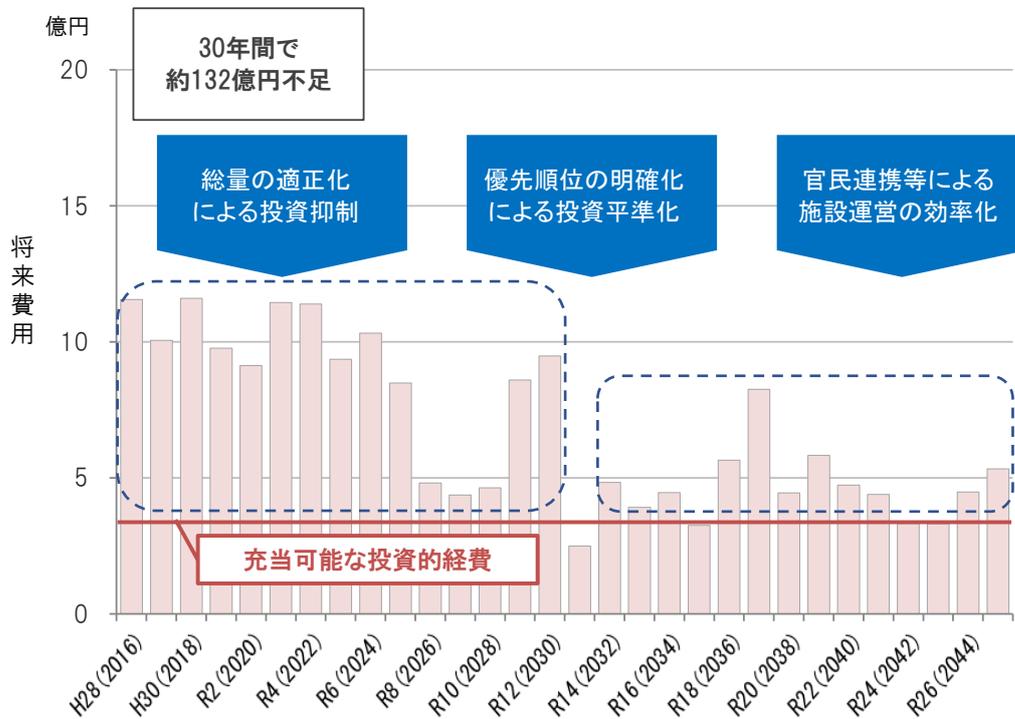
方針3(財政面)

財政の健全化に向けて公共施設等に関わるコストの見直しや平準化を進めます

- ⇒ 長期的な保全計画に基づいて、更新する施設の優先順位を明確にすることで、投資的経費の平準化を図ります
- ⇒ 指定管理者制度の導入等、官民連携を積極的に推進することで、施設を効率的に運営し、投資的経費の抑制に努めます
- ⇒ 地域の資源を生かした再生可能エネルギー等の普及を推進し、施設運営費や光熱水費の削減を進めます

<解説>

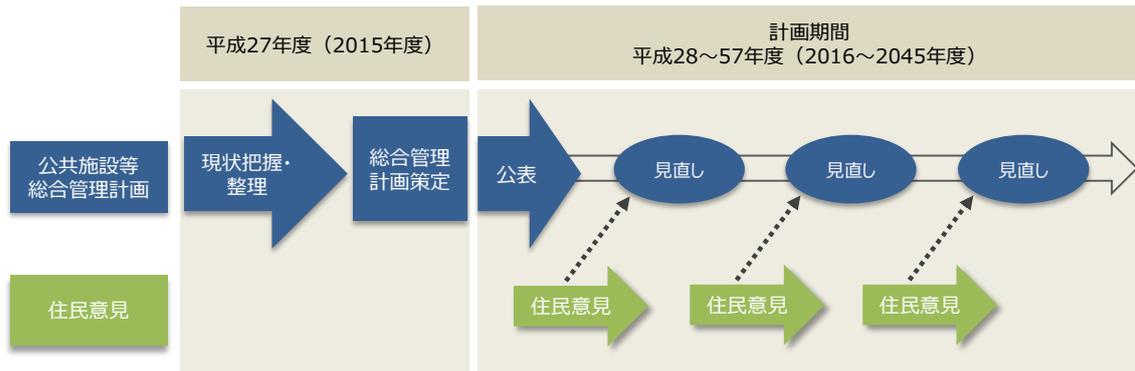
- ・ 現在保有する公共施設等をこのままの規模で維持した場合、30年間で約132億円（年間約4.4億円）の投資的経費が不足します。
- ・ 公共施設等の更新にこれまで以上の投資的経費をかけることは困難なため、現状の投資的経費の水準で維持できる程度まで施設の「総量を適正化」し、更新する施設の「優先順位の明確化」や「施設運営の効率化」をこれまで以上に推し進める必要があります。



財政健全化に向けた取組みイメージ

3. フォローアップの実施方針

本計画は30年間と長期に渡る計画であることから、人口や財政の状況、公共施設等に対する住民の利用ニーズや社会情勢の変化等に合わせて、計画や方針を見直していきます。



フォローアップの実施イメージ

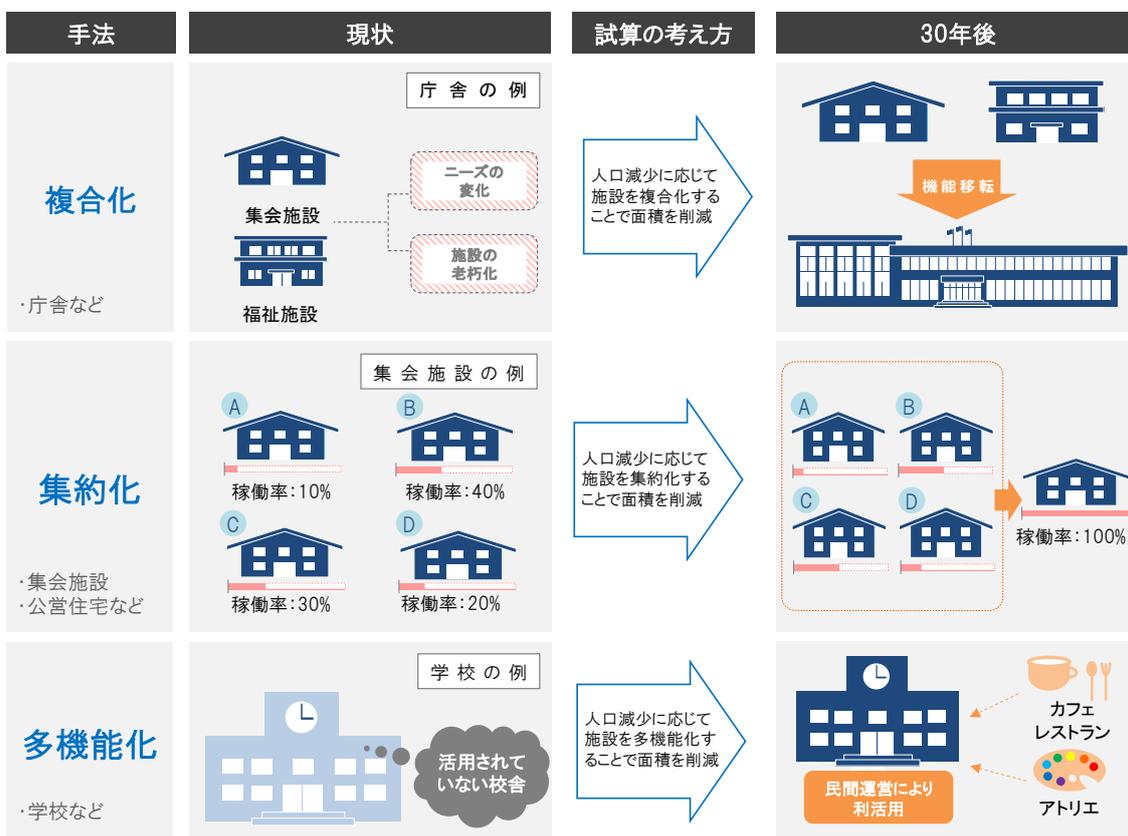
IV

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 統合や廃止の推進方針

公共施設の統廃合の推進については、コンパクトなむらづくりの視点や総量の縮減等の観点から現在利用していない施設や稼働率の低い施設の投資抑制、有効利活用等を図ることにより、真に継続が必要な公共施設に注力して建替えや改修を進める必要があります。

また今後の公共施設は、民間施設の利用や民間施設等との合築などの民間活力の導入も含めて複合化や多機能化を積極的に図るなど、地域コミュニティの中核となるような施設整備とむらづくりを進めます。

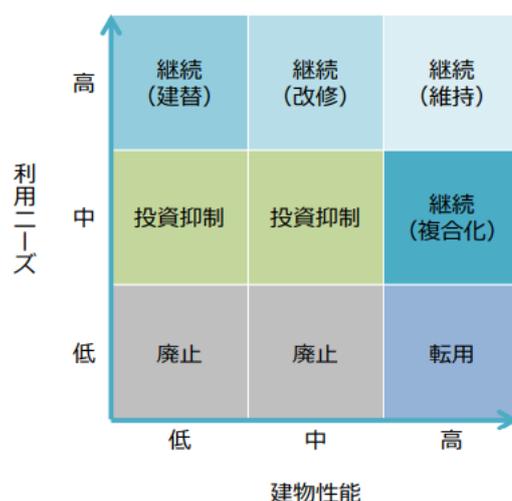


総量縮減に向けた手法のイメージ

(1) 統廃合方針判定のガイドライン

公共施設の将来的な統廃合方針を判定するため、平成 27 (2015) 年に実施した所管課へのヒアリング調査等を基に作成したものであり、本ガイドラインにより判定した統廃合方針は、あくまでも第一段階の方針であり、本判定結果が施設の継続や廃止を決定するものではないものの、建物性能や施設利用における実態やニーズを調査し作成されていることから、公共施設の優先順位付けを検討する上で基本的な指針とします。

(2) 統廃合方針の判定基準 (ポートフォリオ)



統廃合方針の判定基準 (ポートフォリオ)

2. 点検・診断等の方針

公共施設等を適切に維持するためには、定期的な点検・診断等に基づき必要となる修繕や改修などを計画的に実施する必要があります。

ここでは、今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針を次表のとおりに定めます。なお、点検・診断等の結果については、履歴情報を蓄積し、定期的に資産カルテに情報を反映するなどにより、統廃合方針や整備計画の見直し等に活用します

点検・診断等の実施方針

種別		方針
公共施設		<p>年1回所管課職員による建物点検を実施し、劣化状況や危険箇所等の把握を行う</p> <p>点検の結果、危険が認められた場合には、必要な応急処置を講じるほか、必要に応じて技術職員や専門技術者による詳細点検を実施し、劣化進行に応じた改修時期の見直し等を図る等により長期保全計画に反映する</p> <p>また、廃止・転用する施設については原則実施しない</p>
インフラ	道路	年1回所管課職員による点検を実施する
	橋梁	5年間に1回を目安に近接目視点検を実施する また結果を踏まえて必要に応じて詳細調査や追跡調査を実施する
	簡易水道	簡易水道の機能を安定して確保するため、日常点検及び施設に応じた定期点検を実施する
	下水道	下水道の機能を安定して確保するため、日常点検及び施設に応じた定期点検を実施する

3. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の更新に必要な将来費用の削減やトータルコストの平準化を図るためには、施設の統廃合方針に応じた維持管理・修繕・更新等の実施方針を定めることが重要です。

ここでは統廃合方針に応じた維持管理・修繕・更新等の実施方針を次表のとおりに定めます。

なお、更新等により保有を継続していく公共施設等については維持管理や修繕・更新等の履歴情報を蓄積し、定期的に資産カルテに情報を反映するなどにより、公共施設等総合管理計画のフォローアップに活用します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

種別	維持管理	修繕	更新
公共施設	<p>施設の利用ニーズや建物性能に応じて予防保全型維持管理や事後保全型維持管理を実施する</p> <p>予防保全型維持管理を実施する施設については今後 30 年間の長期保全計画を作成する</p> <p>また廃止・転用する施設については原則実施しない</p>	<p>予防保全型維持管理を実施する施設については長期保全計画に基づき計画的に修繕を実施し、修繕履歴を資産カルテに保管する</p> <p>その他の施設や廃止・転用する施設については安全性の確保に最低限必要な修繕を実施する</p>	<p>予防保全型維持管理を実施する施設については長期保全計画に基づき計画的に更新し、更新履歴を資産カルテに保管する</p> <p>その他の施設や廃止・転用する施設については原則更新しない</p>
インフラ	道路	交通安全や利用状況を踏まえて、村道の舗装補修を計画的に実施する	
	橋梁	真狩村橋梁長寿命化修繕計画で定める個々の橋梁の維持管理方針に基づき予防保全型維持管理や事後保全型維持管理を実施する	
	簡易水道	老朽化が著しい御保内地区や桜川地区の管更新を計画的に行い、休止中取水施設は廃止する	
	下水道	「下水道長寿命化計画」に基づき各ポンプ施設、管路の維持管理、機器、管渠の更新等を計画的に実施する	

4. 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、第2節や第3節の方針に基づき応急処置を実施し、抜本的な改善が必要な場合には、整備計画に反映する等の対応を図ります。

また老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等（解体予定施設）については、すべての施設を一斉に撤去・解体することは財政面からも困難であるため、施設の倒壊や破損により人命や近隣等に影響を与える可能性の高い施設から優先的に除却します。

また除却までの期間、数年間にわたり危険性が継続する場合は、暫定的な安全対策（侵入防止柵や安全ネットなど）を施すことにより人身事故や物損事故等を未然に防ぐための取組みを進めます。

5. 耐震化の実施方針

真狩村の公共施設は、新耐震基準（昭和57年（1982年）以降）に建設された建物が39,041㎡（68%）、旧耐震基準（昭和56年（1981年）以前）に建設された建物が18,271㎡（32%）あり、旧耐震基準の建物のうち7,652㎡（13%）を除く主要施設について耐震対策が完了しています。（耐震化実施率87%）

今後は、特に避難所に指定された施設について非構造部材の耐震対策を進めます。



耐震化の実施例（真狩村役場）

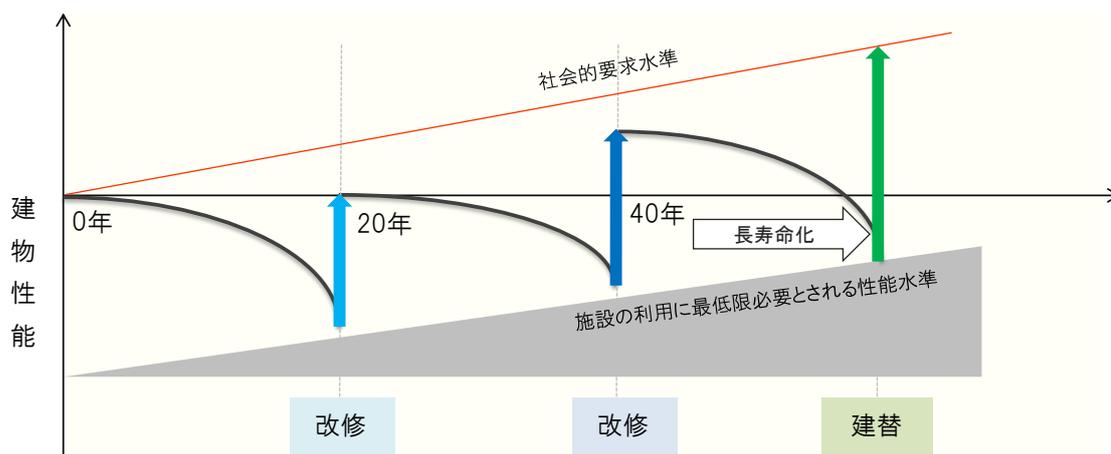
6. 長寿命化の実施方針

真狩村では、これまで公共施設に不具合が発生した後に更新や修繕を実施するいわゆる「事後保全型維持管理」を実施してきましたが、公共施設の老朽化が進行するに従い、修繕等の不具合が増える傾向にあります。そのため、突発的な工事による財政圧迫や施設サービス運営への影響が生じたり、定期的なメンテナンスを実施していないことにより老朽化が進行し、標準より短い耐用年数で建替えが必要になったりというデメリットがありました。

公共施設等の長寿命化は、トータルコストの削減や平準化の観点からも推進する必要があるため、本村では、「建築物の耐久計画の考え方」（一般社団法人日本建築学会）による目標耐用年数の考え方や他自治体の事例を参考とし、今後の公共施設の目標耐用年数を次表のとおりに定めます。

目標耐用年数

用途 \ 構造	RC造・SRC造	木造	軽量鉄骨造
	学校・庁舎	60年	60年
学校・庁舎以外	40年		



長寿命化の実施イメージ（RC造庁舎の場合）

7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

これまでに示した管理に関する基本方針を計画的に実践するためには、施設類型ごとに施設を管理する所管課の職員が、統一した目線で施設の点検・維持等を実施することが望ましいと考えられます。

真狩村では、技術系職員が不足している現状を踏まえ、国や道、民間団体等が主催する維持保全等に関する技術研修等に積極的に参加することにより職員の技術向上に努める他、職員向けの点検マニュアル作成や点検フォーマットの統一、他の担当課が保有する施設のクロスチェックなどの仕組みを取り入れることにより、職員等の点検・診断精度の統一等に努めます。

また、施設の設定備保守や維持管理基準についても統一的な仕様・基準により実施もしくは業務委託することが望ましいことから、基準類の統一についても今後検討することとします。

8. ユニバーサルデザイン化

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対しユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

9. 脱炭素化の推進

公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、グリーンインフラ*など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。脱炭素化の推進にあたり、本計画と真狩村地球温暖化対策実行計画の双方に基づき、事業を実施します。

*自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。



施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建築系施設の方針

(1) 集会施設

人口減少や過疎化に伴い、集会施設の利用状況は低い状況にあります。

そのため、避難所に指定された施設を優先的に整備し、利用者が少ない施設は、当面は現状維持としますが更新時には他施設との統廃合を進めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
教育の振興	集会施設、体育施設 公民館 その他	公民館施設整備改修事業 御保内地区研修センター改修事業 克雪管理センター改修事業 富里地区研修センター改修事業

(2) スポーツ・レクリエーション施設

魅力ある「むらづくり」や村民の健康促進に向けて、近隣市町村との連携を図ったソフト事業の充実を図ります。

利用が少ない施設は、村民と連携を図りながら運営方法等を見直し、改善を行います。

道の駅は、村民や滞在観光客の交流の場として、他の観光地との連携を強化します。

羊蹄ふるさと館は、公園施設の充実を図るため新たな活用を検討します。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
産業の振興	観光又は レクリエーション	まっかり温泉整備事業 ゆり園コテージ整備事業

(3) 産業施設

施設への投資的経費は、原則抑制し、広域連携や民間移譲等を検討します。

(4) 学校教育施設

当面は現状維持とし、計画的な更新を検討していきますが、更なる少子化により、空教室が増えることが予想されることから、文部科学省のガイドラインを踏まえ、統廃合を検討します。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
教育の振興	学校教育関連施設 校舎 教職員住宅 給食施設	学校施設建替事業 教員住宅改修事業 給食センター厨房設備整備事業

(5) 福祉・医療施設

村民の健康維持のため、福祉・医療の充実に向けて計画的に整備を行います。

施設の運営は官民連携を原則に、指定管理者制度等によるコスト削減やサービス充実を推進します。

保育所は、平成 28 (2016) 年度より保育所型認定こども園として運営を行っています。また、幼児向けの遊具の充実や安全な利用に向けて、設備の更新や維持を行います。

(6) 行政施設

将来にわたり保有継続が必要な庁舎等については、今後も維持していく必要があるため、計画的に更新に向けた検討を進めます。

また、庁舎等の更新時は、他施設との複合化や民間活力導入を検討します。

村民の安全確保に向けて、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの検討を進めるとともに、災害時の避難拠点として機能の強化を図ります。

(7) 公営・村有住宅

公営住宅は、「真狩村公営住宅長寿命化計画」に基づき将来必要とされる計画と数を確保するとともに、計画的に福祉対応型住宅の整備を行います。

村有住宅は、原則投資的経費を抑制し、耐用年数を迎えた住宅は段階的に廃止を行います。

また、使われなくなった村有住宅は、移住・定住希望者向け住宅として活用する等の有効利活用を促進します。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
生活環境の整備	公営住宅	公営住宅建替事業 屋上防水・外壁改修事業 公営住宅個別改善事業

(8) 公園施設

公園施設は、村民の健康維持、子どもの体力増進や充実した遊び場の提供に向けて、計画的に整備します。

羊蹄山自然公園は、受益者負担の適正化を図りつつ、NPOや民間ノウハウの活用により、地域資源を生かした体験型キャンプ場としての運営を検討します。

また、公園利用者の拡大を図るためカフェやレストラン、グッズ販売等の充実を図ります。

(9) 供給処理施設

施設の投資的経費は、原則抑制を行い、広域処理の可能性を含め検討を進めます。

(10) 水道・下水道施設

原則は現状維持とします。ただし、休止中施設は廃止します。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
生活環境の整備	水道施設 その他	配水管布設替え及び真狩村簡易水道施設機器更新事業
	下水処理施設 その他	ストックマネジメント計画による実施設計及び機器更新事業

2. インフラ系施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めます。その他施設については、真狩村総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(1) 道路

点検の診断結果を踏まえた適切な措置を早期に行うことで、舗装の長寿命化や維持管理費のライフサイクルコスト縮減を目指します。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	道路ストック修繕（舗装）事業

(2) 橋梁

国土交通省道路局「道路橋定期点検要領」を基本とした定期点検や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に把握します。

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロールや清掃（特に排水柵の土砂詰まりや橋座の土砂堆積除去）などの実施を徹底します。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 橋梁	橋梁長寿命化事業

(3) 上下水道

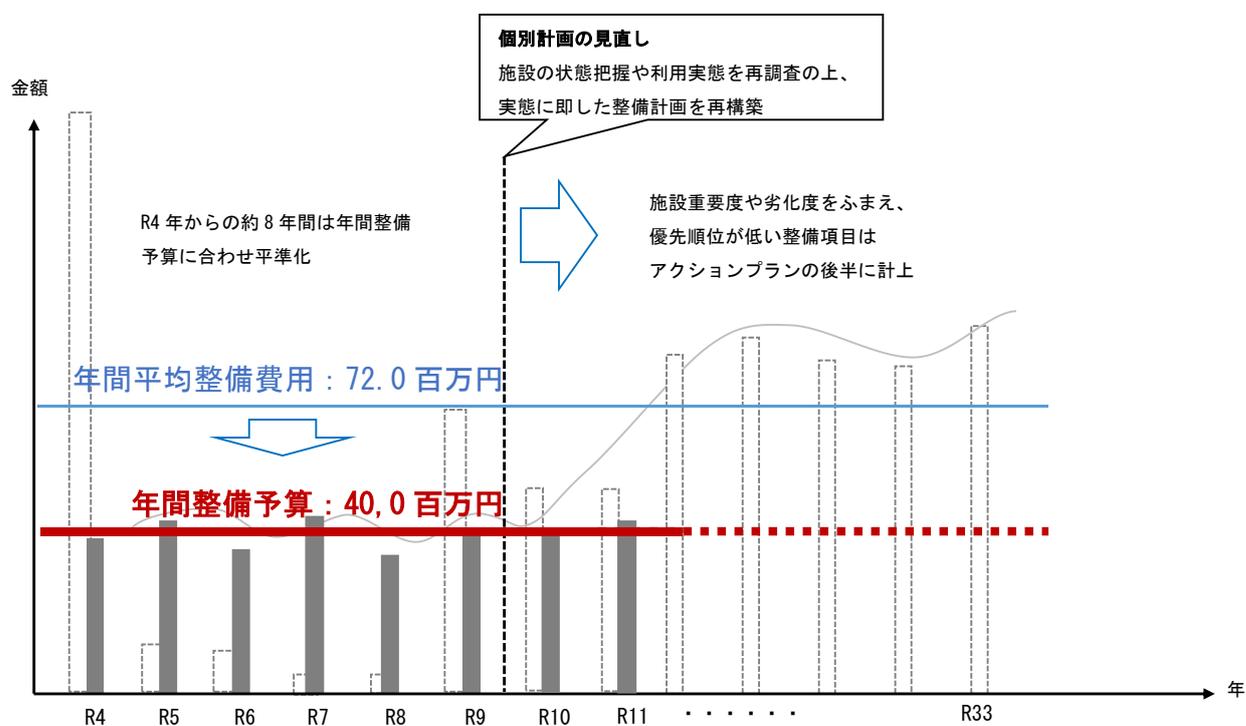
水道施設の管路の延長は令和 2 年度末現在 101.19 kmあります。昭和 40 年代後半に布設が開始され、それ以降昭和 50 年度までに多くが布設されています。管渠の耐用年数は 40 年とされ既に経過しているものは 10.28 kmとなっています。今後当初建設時の配水管の多くが耐用年数を過ぎてくるため、配水管の更新率を高めるとともに管路の実情を踏まえ、更新年数を 1.2 倍程度に引き上げていきます。

また、浄水場等の基幹施設の機能を維持するため、電気設備等の計画的な更新を行います。

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

(1) 公共施設

アクションプランは、村や公共施設を取り巻く環境の変化に対応するため、定期的に見直しを行うことを前提としています。整備予算や、施設重要度の見直しによる優先順位付けについても変動が生じることを加味し、アクションプランは令和4年度から令和10年度での整備を対象に平準化を実施します。以降の計画については、その時点での施設状態の把握や施設の利用実態等をふまえ、個別施設計画が見直されることを前提とし、現時点では平準化を加味しない方針のもと作成しています。



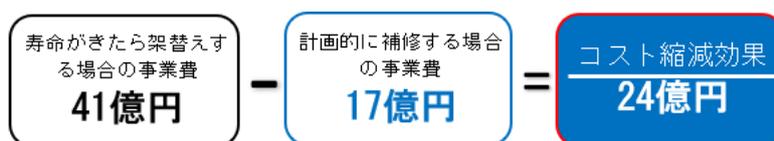
(2) 道路

令和 2 年 3 月に策定した真狩村村道舗装個別施設計画を基に道路の損傷状況や交通量を勘案して計画的に修繕を行い、事業費の平準化を図ります。

(3) 橋梁

予防保全的な修繕を実施することによる長寿命化、ならびに計画的な架替えによりライフサイクルコストの縮減を図ります。

今後 60 年間の事業費を比較すると、従来の大規模修繕更新型が 41 億円に対し、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が 17 億円となり、約 24 億円のコスト縮減が見込まれます。



VI

公共施設マネジメントの実行体制

1. 民間ノウハウ等の積極的な活用

本村では、これまでも公共施設等の管理について、民間事業者等による効果的、効率的な手法を期待するとともに、住民サービスの向上等を図る目的で指定管理者制度の導入を積極的に進めてきました。

現在、本村で指定管理者制度を導入している施設は 9 施設あり、これらの施設でも一定の住民サービス向上と施設管理に要する人員削減や経費削減の効果がみられます。今後も公共施設の更新や運営・維持管理等のあらゆる場面において、民間ノウハウの活用を検討し、村民や地元企業の創意工夫に富んだ発想やノウハウを生かす取組みを進めるとともに、民間からの提案を積極的に受け入れることなどにより、民間施設との複合化等も含めて、行政負担の軽減と公有財産の有効活用を図ります。

<指定管理者制度導入施設一覧>

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 交流プラザ | ・ 土壌改良資材製造施設 |
| ・ 道の駅真狩フラワーセンター | ・ 保健福祉センター |
| ・ まっかり温泉 | ・ 高齢者生活支援ハウス |
| ・ 世界のユリ園 コテージ | ・ 美原牧場管理事務所 |
| ・ 野の花診療所 | |



指定管理者制度導入事例（まっかり温泉）

2. 村民との対話によるむらづくり

本計画の推進にあたっては、むらづくりのテーマ（将来像）である「笑顔でつながる うれし
おいあふれる村 まっかり」に基づき、村民と行政、また村民同士が連携し、直接対話を行
うことにより、課題解決に向けた取組みが可能となります。

将来にわたり村民が豊かで安全・安心な暮らしを持続できるよう、長期的な展望に立ち総
合的な視点から村の将来像を見据え、村民主体による協働のむらづくりを推進します。

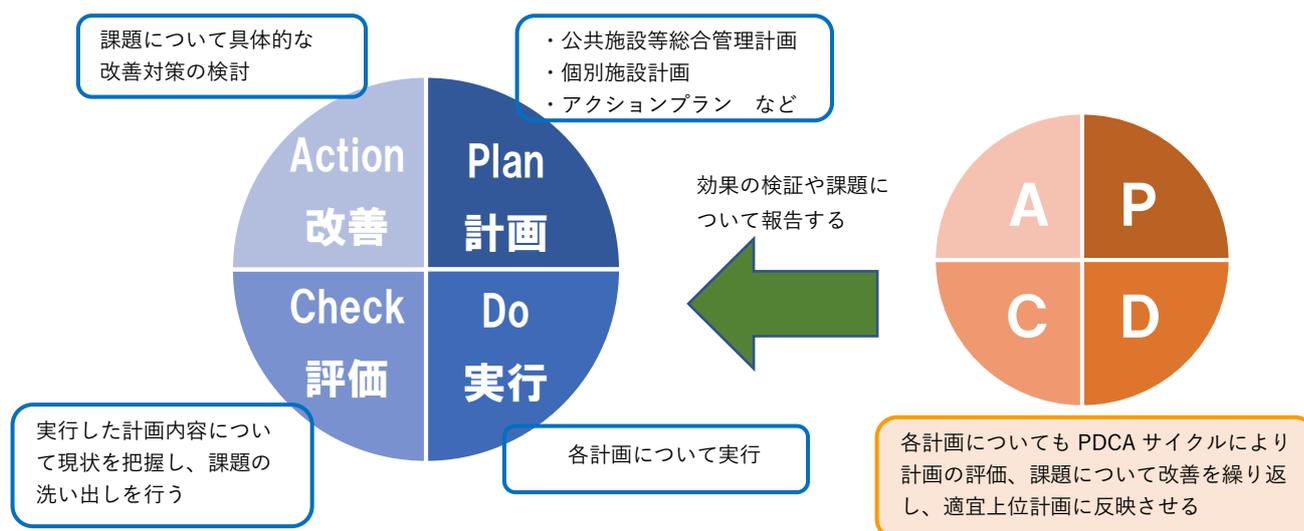


3. PDCA サイクルの確立

本計画の推進に当たっては、施設類型毎に点検や診断や修繕更新等の PDCA サイクルを回すための仕組みであるメンテナンスサイクルを構築し、個別計画（アクションプラン）実施することが必要となります。常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます

今後、大規模施設の個別計画（アクションプラン）を策定することで、将来的に必要となる修繕・更新費用を詳細に把握するとともに、公共サービスの維持に向けて投資の平準化を進めます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、効果の検証と課題等を確認、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。



真狩村公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月発行（令和 4 年 3 月改訂・12 月一部改訂）

発行 真狩村役場 総務課 財政係

〒048-1631 北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地

TEL : 0136-45-3610（総務課直通） FAX : 0136-45-3162